

# 一般社団法人東京外語会規則

2012年3月24日改正

## 第 1 章 総則

第1条 定款でいう「当法人」、「社員」、「正社員」および「客員社員」は、規則および会運営においてはそれぞれ「本会」、「会員」、「正会員」および「客員会員」と称する。

## 第 2 章 会員および会員総会

### 第1節 会員

- 第2条 定款第7条に規定する前身関係諸学校とは次の学校をいう。  
東京外国語学校本科、東京外事専門学校、東京外国語学校特修科、東京外国語学校臨時教員養成所、東京外国語学校選科、東京外国語学校・東京外事専門学校別科、同専修科、同速成科、東京外国語大学専攻科、東京外国語大学留学生課程。
- 第3条 正会員入会申込みに当たっては、本会所定の入会申込書に必要事項を記載し、会費を添えて本会に提出しなければならない。
- 2 正会員は第1項の記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に変更後の事項を届出なければならない。
- 第4条 定款第8条第3項に基づく客員会員にかかる大学からの申し出は別途定める様式によるものとし、申し出事項に変更を生じた場合、遅滞無く本会に通知するよう予め大学に要請するものとする。
- 第5条 会員は、会館の利用、会報の配布、名簿の頒布、集会への参加、その他会員としての便益供与を受けることができる。
- 第6条 正会員で退会しようとする者は、退会届けを本会に提出しなければならない。
- 2 退会した正会員が再度入会を希望するときは改めて本規則第3条に定める手続きを行ない、理事会の承認を得なければならない。但し、会費の滞納がある場合は滞納分を納付しなければならない。
- 第7条 本会は次の各号により名誉会員および特別会員をおくことができる。
- 2 名誉会員は、理事長の提案に基づき、理事会の承認を受けた者とする。
- 3 特別会員は、東京外国語大学の名誉教授、またはこれに準ずる者で東京外国語大学または本人の申し出に基づき理事会の承認を受けた者とする。
- 4 名誉会員および特別会員は、会費納付の義務なく、会員総会の議決に加わらず、かつこれを役員としない。
- 第8条 正会員のうち東京外国語大学の在校生であって、本規則第3条に準じ、入会の申込を行なった者を学生会員と称する。

### 第2節 会員総会

- 第9条 正会員は、会員総会に議案を提出する希望がある場合には、総会開催日の3ヶ月前までに、理事長宛に書面をもってその議案を通知しなければならない。
- 2 理事長は前項の議案を会員総会に提案すべきか否かについて理事会に付議しなければならない。
- 3 理事長は前項の理事会の決議の結果を第1項の正会員に速やかに通知しなければならない。
- 第10条 会員総会の議事は、原則としてあらかじめ通知した議案以外に亘ることはできない。
- 2 会員総会の議事の進行に関する動議は出席正会員5名以上の賛成がなければ提議できない。
- 第11条 会員総会の議事録は議長が指名した者が作成し、議長および出席理事2名以上が署名捺印の上、事務局にこれを保存する。
- 第12条 会員総会において決議ないし承認された定款第20条記載の事項、役員選挙の結果、その他本会の運営に関する主要な議決事項は会報に掲載しもしくは適宜の方法により会員に通知しなければならない。
- 第13条 正会員は、書面をもって会員総会における議決権の行使を議長または他の出席正会員に委任することができる。

## 第3章 役員、評議員および顧問

### 第1節 役員

- 第14条 役員は、評議員が推薦した正会員のなかから会員総会において選任する。
- 第15条 役員に欠員を生じたときは次期会員総会においてこれを補充する。

## 第2節 評議員

- 第16条 評議員は会員総会において選任する。
- 2 評議員の推挙に際しては、専攻語科、卒業年次ならびに男女比のバランスに最大限の配慮を行う。
- 第17条 評議員は評議員会を組織し、定款ならびに本規則に定める事項を行なうほか、常に本会役員と会員相互間の意思の疎通を図り、本会の目的に資することを任務とする。

## 第3節 顧問

- 第18条 本会は、特別顧問、名誉顧問および顧問若干名をおくことができる。
- 2 特別顧問は東京外国語大学の現役学長を対象とし、理事長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は東京外国語大学の学長経験者およびこれに準ずる者並びに理事長経験者の中から、顧問は理事経験者およびこれに準ずる者の中から理事会の推薦に基づき理事長が委嘱する。
- 4 特別顧問、名誉顧問および顧問は理事長の諮問に応じて、意見を述べることができる。
- 5 特別顧問の任期は学長在職期間とし、顧問の任期は委嘱後 2 年間とする。名誉顧問については任期を設けない。

## 第4章 理事会及び評議員会

### 第1節 理事会

- 第19条 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集し、会務を審議する。
- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
- 3 理事会の議事は、本規則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数により決定する。可否同数のときは、理事長が決定する。
- 4 理事会の議事録は議長が指名する理事が作成し、事務局に保存する。
- 第20条 会務は、各種の委員会を設けて執行する。
- 2 委員会は、理事会の承認を経て理事長により委員長として任命された理事（常務理事）が総括し、会員の中から委員として委嘱された委員をもって組織する。

### 第2節 評議員会

- 第21条 評議員会は、理事長が必要と認めるときまたは評議員 10 名以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催し、会員総会に付議すべき事項その他本会の運営に関する重要な事項につき諮問を受ける。
- 2 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故あるときは、副理事長がこれにあたる。
- 3 評議員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。
- 4 理事および監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 会費

- 第22条 定款第9条に規定する会費は別途定める会費規程に基づき納付する。

## 第6章 資産および会計

- 第23条 本会の資産は、次のとおりとする。
- (1) 別紙財産目録記載の財産
  - (2) 会費
  - (3) 資産から生ずる果実
  - (4) 寄付
  - (5) 事業に伴う収入
- 2 本会の資産は、事務局長である理事がこれを管理する。
- 第24条 財務・経理担当理事は、事業年度ごとに貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分案または損失処理案

を一般社団法人法の定めに従い作成しなければならない。

- 2 理事長は、前項により作成された計算書類を定時会員総会の日の5週間前まで、付属明細書をその3週間前までにそれぞれ監事に提出しなければならない。
- 3 監事は、第1項の書類を受領した日から4週間以内に、監査報告を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、第1項の書類および監査報告書を定時会員総会の日の2週間前から5年間主たる事務所に、これらの書類の謄本を定時会員総会の日の2週間前から3年間従たる事務所に、それぞれ備えおかなければならない。

## 第7章 支部

第25条 定款第3条に規定する支部は別途定める支部規程による。

## 第8章 事務局

第26条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、その他必要な職員をおく。
- 3 事務局長は、理事の中から理事長が理事会の承認を経て任命し、事務局の事務を総括する。
- 4 事務局の運営上必要と認められた場合は理事会の決議により事務局分室を設置することが出来る。

第27条 事務局の運営に必要な事項は理事会において別に定める。

## 第9章 個人情報保護

第28条 個人情報保護に関しては別途定める個人情報保護規程によるものとする。

### 付則

第29条 必要に応じ規程を設けることができることとし、その制定および修正は理事会で審議決定する。

第30条 この規則は理事会において決議された日よりその効力を発する。

## 支部規程

2012年3月24日制定

- 第1条 定款第3条に定める支部に関して以下のとおり規定する。
- 第2条 支部は、国内においては都市、都道府県、または一定の地域を単位とし、海外においては都市、一定の地域、または国を単位として設置することができる。
- 第3条 支部を設置しようとするときは、2名以上の発起代表者を定め、支部地域を示し、支部会員名簿を添えて、理事長に申し出なければならない。
- 2 前項の会員名簿には会員の住所、職業、卒業年次、卒業学科および専攻語を記載しなければならない。
- 第4条 支部の会員は、当該支部地域に在住もしくは在勤する会員とする。但し、在住地または在勤地が2ヶ所以上の支部地域にわたる会員は、任意にいずれかの地域の支部を選択することができる。
- 第5条 事務局長は、会員のうち支部地域内に転入または転勤する会員のあることを知ったときは、これを当該支部に報告する。
- 第6条 支部には、一定の事務所、または連絡場所を設け、支部長を決め必要に応じて幹事若干名をおく。
- 2 支部長、幹事は支部会員の互選により定める。
- 3 支部の事務所または連絡場所の所在地、ならびに支部長および幹事の氏名は支部委員長に報告しなければならない。
- 第7条 支部委員長は会員に関する情報提供などにより、支部の維持、運営に協力しなければならない。
- 第8条 事務局長は支部の設置および運営について、理事会の承認を経て、補助をすることができる。
- 第9条 支部は、支部会員の入退会および会員名簿記載事項の変更について、事務局長および支部委員長に報告しなければならない。

### 付則

- 第10条 この規程は理事会において決議された日よりその効力を発する。